

災害労働が発生したら

労働者が労働災害により負傷し、労災指定病院等で保険給付を受けるときは、「療養補償給付たる療養の給付請求書」を医療機関に提出します。入院等のため休業を余儀なくされた場合は、「休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」を管轄労働基準監督署長に提出します。

また、労働者が労働災害等により死亡または4日以上休業したときは遅滞なく、4日未滿の時は四半期ごとに取りまとめて管轄労働基準監督署長へ「労働者死傷病報告」を提出することが義務づけられています。

労災保険の請求

(1) 療養補償給付

療養した医療機関が労災指定病院等の労災保険指定医療機関の場合には、「療養補償給付たる療養の給付請求書」をその医療機関に提出します。請求書は医療機関を経由して労働基準監督署長に提出されます。この場合、医療費を支払う必要はありません。

療養した医療機関が労災保険指定医療機関でない場合には、一旦療養費を立て替えて支払い、その後「療養補償給付たる療養の費用請求書」を直接、労働基準監督署長に提出します。立て替え払いしていた医療費は本人の指定口座に振り込まれます。

※ 労働災害の治療を誤って健康保険証で受け、病院も負傷の事情を詳しく確認しないで治療し、その費用を社会保険に請求すると、社会保険からその医療費が病院に支払われることとなります。レセプト点検事務センターで、この医療費が「労災事故による可能制がある」と判断すると、被保険者の負傷の原因を調査します。調査の結果、労災事故であると判明すると、社会保険から病院に支払った医療費を、本人から返却させます。本人の支払った医療費は、「療養補償給付たる療養の費用請求書」を労働基準監督署長に提出すると戻ってきます。

(2) 休業補償給付

労働災害により休業した場合には、第4日目から休業補償給付が支給されます。「休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」を労働基準監督署長に提出します。

※ 休業4日未滿の労働災害については、労災保険によってではなく、使用者が労働者に対し直接、休業補償を行わなければならないことになっています。(労働者災害補償保険法第14条)

(3) その他の保険給付

(1)(2)の他にも「障害補償給付」、「遺族補償給付」、「葬祭料」、「傷病補償年金」、「介護補償給付」などの保険給付があります。これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署長に請求書などを提出することとなります。

労災かくしは犯罪

労災かくしとは、「故意に労働者私傷病報告を提出しないこと」又は「虚偽の内容を記載した労働者私傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出すること」をいいます。「労災かくし」は、労働災害の被災者に犠牲を強いて自己の利益を優先する行為として労働安全衛生法第100条※1に違反し又は同法第120条第5号※2に該当することとなります。

※1 労働安全衛生法第100条・・・厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるとことにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。(第2項・第3項 略)

※2 労働安全衛生法第120条・・・次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。(第1号～第4号 略) 5 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者(第6号 略)

「労災かくし」の送検事例

<例1> 建設会社Aと同社経営者は、同社が請け負った工事現場で、同社の作業員が作業中に高さ約7.5メートルの足場から墜落し、両手首骨折の重傷を負って4日以上仕事を休んだにもかかわらず、労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかつた疑いで、地方検察庁に書類送検された。

<例2> 鉄鋼加工会社Bと同社部長代理2人は、労働災害を健康保険扱いにしたり、通勤災害扱にしたりして労働災害3件を隠していたとして、地方検察庁に書類送検された。